

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																		
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2	3								
RCS水位		モード3	<ul style="list-style-type: none"> キャビティ湧水 RCS 湧水 ミッドローブ RCS 全ブロー 	<ul style="list-style-type: none"> 開連設備 非常用戸心冷却系 原子炉格納容器隔離 A 原子炉格納容器換気空調隔離 原子炉格納容器スプレイ系 原子炉格納容器隔離 B 左記信号検出、伝送ライン 	△																	
			<ul style="list-style-type: none"> (非常用戸心冷却系) (原子炉格納容器隔離 A) (原子炉格納容器換気空調隔離) 原子炉格納容器圧力高(高-1): 3チャンネル 主蒸気ライン差圧高: 各主蒸気ライン毎3チャンネル (原子炉格納容器スプレイ系) (原子炉格納容器隔離 B) 原子炉格納容器圧力異常高(高-3): 4チャンネル(真りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) 																			
			<ul style="list-style-type: none"> (主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン隔離作動制御回路: 2系統* 手動起動: 2チャンネル 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却貯平均温度異常低の一致: モード3(P-12題) (非常用戸心冷却系 参照) 																			
			<ul style="list-style-type: none"> (給水隔離) 給水隔離作動制御回路: 2系統** 蒸気発生器水位異常高: 1基あたり3チャンネル 非常用戸心冷却系作動: 本家の要求モード「モード3、4」、「モード3」、「モード3(P-11以上)」、「モード3(P-12題)」の非常用戸心冷却系参照 *1次冷却貯平均温度低(1次冷却貯平均温度低: 3チャンネルと本家の保安規定本文の「第34条(第34-2)原子炉保護系統」のモード3、4、5(原子炉トリップ)や閉鎖が閉じ、制御の引き扱が異なる場合) 参照 																			
			<ul style="list-style-type: none"> (非常用戸心冷却系) (原子炉格納容器隔離 A) (原子炉格納容器換気空調隔離) 原子炉圧力低(3チャンネル)と加圧器水位低(3チャンネル)の一致 (インターロック) P-11(加圧器圧力): 3チャンネル 	△																		
			<ul style="list-style-type: none"> (非常用戸心冷却系) (原子炉格納容器隔離 A) (原子炉格納容器換気空調隔離) 主蒸気ライン流量高(各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気ライン圧力低(各主蒸気ライン毎4チャンネル)^(注)または1次冷却貯平均温度異常低(3チャンネル)の一致 (インターロック) P-12(1次冷却貯平均温度): 3チャンネル 	△																		

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位																								
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	稼働試験																							
				R/V開放	1次系ポンプ地点検	R/V組立	RCS漏洩検査	起動前弁点検	起動試験																		
			キャビティ湧水 RCS 湧水 ミッドグループ RCS 全ブロー	△																							
			要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	6-1	5-1	5-2	6-1	5-1	4	5-1	4	5-1	3			
安全上特に重要な順運転能(電源供給)	第34条(表34-5) ディーゼルの発電機起動試験 非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安 全施設作動試験の非常用 炉心冷却系参照	モード3、4 モード5、6および照射済燃料移 動中 モード3、4、5、6、照射済燃料移 動中	(ディーゼル発電機起動試験) ・ディーゼルの発電機起動試験 ・ディーゼルの発電機起動試験 (ディーゼルの発電機起動試験) ・ディーゼルの発電機起動試験 (ディーゼルの発電機起動試験) ・非常用高圧母線低電圧(3チャンネル(所望の母線あたり))	ディーゼル発電機起動試験 ・在記番号検出、伝送ライン	x							x							x					x			
			(1) 3回線(当該炉子用)に対する個々の非常用高圧母線全てに對して電力供給ができる発電所からの送電線の回線数とする以上が動作可能(送電線事故の隣接時は適用しない)																								
			(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、送電線の上限において1つの発電所または閉閉所のみによらずに確保しないこと(長いう、1つの発電所または閉閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで運送が可能)の状態であれば、独立性を有しているとみなす)																								
第73条の3 外部電源	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を積載している期間	モード3、4		ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタック	x																			x			
			(1) ディーゼル発電機と基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタック貯油量(保油量):1.0m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																								
第74条 ディーゼル発電機	モード3、4	モード3、4		ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタック	x																			x			
			(1) ディーゼル発電機と基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタック貯油量(保油量):1.0m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																								
第75条 ディーゼル発電機	モード5、6、モータ外	モード5、6、モータ外		ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタック																							
			(1) ディーゼル発電機と基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタック貯油量(保油量):1.0m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																								

高浜発電所 4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

10/31

主要工程			▽種別 RCS 様式																		
			燃料取出		燃料送荷		起動設備		RCS循環検査			起動前点検	起動時点検								
RCS 水位			キャビティ断水		RCS 断水		ミッドグループ		RCS 全ブロー												
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容																		
			第76条 ディジーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	モード3, 4, 5, 6, モード外	<ul style="list-style-type: none"> 所要のディジーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク(保有油量): 226m³ 以上 所要のディジーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量): 3.6m³ 以上* 所要のディジーゼル発電機の始動用空気圧力: 2.45MPa(Jeiga) 以上* ※: 予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合は適用しない。 ディジーゼル発電機が運転中および運転終了後の 24 時間は適用しない。	関連設備 ・ディジーゼル発電機燃料油貯蔵タンク ・ディジーゼル発電機潤滑油タンク ・ディジーゼル発電機始動用空気圧め	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1
第77条 非常用直流電源	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 非常用直流電源2系統(蓄電池(安全防護系)および充電器(充電器または後備充電器)のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合は、動作不能となります)が動作可能 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池 ・後備充電器	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2
第78条 非常用直流電源	モード5, 6, 照射燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 所要の設備の維持に必要な非常用直流電源2系統(蓄電池(安全防護系)および充電器(充電器または後備充電器)のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合は、動作不能となります)が動作可能 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池 ・後備充電器	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2
第79条 所内非常用母線	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) 2つの非常用高圧母線 2つの非常用低圧母線 2つの非常用直流母線 4つの非常用計器用母線 	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2
第80条 所内非常用母線	モード5, 6, 照射燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) 非常用高圧母線 非常用低圧母線 非常用直流母線 非常用計器用母線 	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2
第87条 原子炉機械冷却水系	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉機械冷却水系2系統動作可能 A原子炉機械冷却系が動作不能時は、第85条(表85-17)の運転上の制限も確認 	・原子炉機械冷却系	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位											RCS漏洩検査		起動前点検											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	RCS水位											RCS漏洩検査		起動前点検									
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2	5-1	5-2	6-1	6-2	5-1	5-2	6-1	6-2					
安全上特に重要な関連機能 (制御用空気系)	第68条 原子炉制御用冷却水系統	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御用冷却水系統2系制御が可能 A原子炉制御用冷却水系統が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認 	x																						
	第68条の2 津波防護施設	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃焼体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 取水器防護ゲート・2系球(機械式)ラッチおよび電磁式ラッチのゲート落下機構のゲート落下機構により動作可能(過剰閉止信号により、ゲートが落下できること(外観確認及び検査含む))、なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) 格納容器外制御用空気圧力(母管圧力):0.58MPa(表85)以上 	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第69条 制御用空気系	モード3, 4		x																						
	安全上特に重要な関連機能 (制御用空気系)	第34条(表34-6) 中央制御室非常用循環系計装	照射済燃料ピットでの照射済燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室非常用循環系計装動作確認回路、所要の中央制御室非常用循環系につき2系統(原子炉保護系連理回路の燃料検査時に動作可能)1系統が動作可能であることを条件に2時間(限り1系統)バイパスすることができ、 手動起動、所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル非常用冷却系動作は第34条(表34-3)工学的安全施設等動作試験の非常用冷却系参照 	x																					
制御室外からの安全停止機能	第70条 中央制御室非常用循環系	モード3, 4, 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室非常用循環系2系統動作可能(中央制御室がたり) 	x	x	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第34条(表34-7) 中央制御室外原子炉停止装置	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> ほう除ポンプ 加圧器圧力 充てん・高圧注入ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出力オフライン隔離弁 海水ポンプ 原子炉制御用冷却水ポンプ 電動制御用冷却水ポンプ 加圧器入位 蒸気発生器冷却水(広域) 蒸気発生器圧力 中性子束(中性子監視鏡) 1次冷却材圧力(広域) 1次冷却材温度(広域)(低温側) 系統除注ポンプ 	x																						
制御室外からの安全停止機能		モード4		x																						

主要工程		▽系列 RCS降温																				
		燃料取出		燃料送荷		起動試験		RCS漏洩検査		起動前弁点検												
		Rへ開放		Rへ開放		Rへ開放		RCS漏洩検査		▽並列 調整運転												
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2	5-1	5-2	6-1	6-2	5-1	5-2	4	3	
事故時のプラン ト状態把握機能	RCS 水位		キャビティ湧水 RCS 湧水 ミッドループ RCS 全ブロー 要求内容 (1) 2次冷却系計装※ ・1次冷却材圧力: 2チャンネル ・加圧器水位: 2チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(高温側): 3チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(低温側): 3チャンネル (化学体積制御系計装)※ ・ほう湯タンク水位: 2チャンネル (主蒸気および飽和、補助給水系計装)※ ・蒸気ライン圧力: 2チャンネル(各ライン) ・飽和タンク水位: 2チャンネル ・蒸気発生器水位(広域): 3チャンネル ・補助給水流量: 3チャンネル (燃料取替用水系計装)※ ・燃料取替用水タンク水位: 2チャンネル (原子炉格納容器監視計装)※ ・格納容器水位(広域): 2チャンネル ・格納容器内圧力(狭域): 2チャンネル ・格納容器内圧力: 2チャンネル ・格納容器内温度: 2チャンネル ・格納容器内高レベルエリアモニタ(低レベル): 2チャンネル ・格納容器内高レベルエリアモニタ(高レベル): 2チャンネル (原子炉補機冷却系計装)※ ・原子炉補機冷却水タンク水位: 2チャンネル (制御用空気系計装) ・制御用空気圧力: 2チャンネル (安全注入系計装)※ ・高圧安全注入流量: 2チャンネル ・低圧安全注入流量: 2チャンネル ※: 各計装が動作不能時は、第85条(表85-16)の運転上の制限を遵守																			
重大事故等対応 設備	第85条(表85-3-1) 1次系のフィードアンドブ ード	モード3、4(蒸気発生器が除去 のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系が動作可能(ポンプが手動起動(系結構 含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧器減出し弁3台による12次系系の減圧系が動作可能 ・赤てん/高圧注入ポンプ2台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3)において運転上の制限を定める) ・加圧器減出し弁3台																			

主要工程		▽ 系列 RCS 検査																			
		燃料取出		燃料送荷		起動試験		RCS 漏洩検査		起動前弁点検											
		1 次系ポンプ他点検		R/V 開放		R/V 組立		RCS 漏洩検査		▽ 並列 調整運転											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	
RCS 水位																					
キャビティ湧水 RCS 湧水 ミッドローブ RCS 全ブロー																					
第 85 条(表 85-4-1) 炉心注水-非常用炉心冷却 系一		モード 3, 4, 5, 6	(1) 高圧注入系が 1 系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) (2) 低圧注入系が 1 系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) ・充てん/高圧注入ポンプ: 1 台 ・余熱除去ポンプ: 1 台 ・燃料取替用水タンク (表 85-14-3)において運転上の制限を定める)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第 85 条(表 85-4-2) 炉心注水-蓄圧系一		モード 3, 4, 5, 6	(1) 蓄圧タンクほろ蓄圧度: 2800ppm 以上 (2) 蓄圧タンクほろ貯水重(有効水量): 29.0m ³ 以上(1 基あたり) (3) 蓄圧タンク出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができること) ・蓄圧タンク圧力: 4.0MPa(average)以上	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第 85 条(表 85-4-3) 代替炉心注水-B 充てん/ 高圧注入ポンプ(自己冷却) による代替炉心注水-		モード 3 (1 次冷却材圧力 6.89MPa [average] 以下の場合), 4, 5, 6	・蓄圧タンク圧力: 4.0MPa(average)以上 ・蓄圧タンク圧力: 1.0MPa(average)以上 ・蓄圧タンク圧差	△	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	
第 85 条(表 85-4-4) 代替炉心注水-A 格納容器 スプレイポンプ(RHRS-C SS 連絡ライン使用)による 代替炉心注水-		モード 3, 4, 5, 6	B 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) ・B 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却): 1 台 ・燃料取替用水タンク (表 85-14-3)において運転上の制限を定める) ・物水タンク (表 85-14-4)において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表 85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表 85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表 85-15-7)において運転上の制限を定める) A 格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること) ・A 格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS 連絡ライン使用): 1 台 ・燃料取替用水タンク (表 85-14-3)において運転上の制限を定める)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	RCS水位											
					3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2
RCS水位	第85条(表85-4-5)代替炉心注水-可能式代替炉心注水による代替	モード3, 4, 5, 6	可能式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系システムが動作可能 <ul style="list-style-type: none"> 可能式代替低圧注水ポンプ：1台 × 2 電源車(可能式代替低圧注水ポンプ用)：1台 × 2 消防ポンプ：24台 × 2 (表85-12-1および表85-14-1とは別に確保) 仮設組立式水槽 ガリソリ用ドラム缶 燃料油貯油そう タンクローリー 	関連設備 <ul style="list-style-type: none"> 可能式代替低圧注水ポンプ用 消防ポンプ 仮設組立式水槽 ガリソリ用ドラム缶 燃料油貯油そう タンクローリー 												
			第85条(表85-4-6)代替再循環	(1) A格納器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連続ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプが自動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプが自動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・A格納器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連続ライン使用)：1台 ・A格納器スプレイ冷却器：1基 ・A格納器スプレイポンプ格納器再循環サンプ射入口隔離弁：1台 ・格納器再循環サンプ：2基 [*] ・格納器再循環サンプスクリーン：2基 [*] ・B余熱除去ポンプ(海水冷却)：1台 ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)：1台 ・大容量ポンプ (表85-7-2において運転上の制限を定める) ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-1において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	(1) A格納器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連続ライン使用) RS-CSSS連続ライン使用) ・A格納器スプレイ冷却器 ・A格納器スプレイポンプ格納器再循環サンプ射入口隔離弁 ・格納器再循環サンプ ・格納器再循環サンプスクリー ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・大容量ポンプ ・空弁式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー											

主要工程		RCS 水位		RCS 水温		燃料抽出		燃料送荷		起動設備		RCS 潤滑検査		起動前点検									
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-1	6-2	6-1	6-2	モータ外	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3			
RCS 水位	キャビテイ湧水 RCS 湧水 ミッドループ RCS 全フロー		(1) 蒸発ポンベ(加圧器過かし弁作用)または可搬式空圧圧縮機(加圧器過かし弁作用)を使用した加圧器過かし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能 (2) 可搬型バッチリ(加圧器過かし弁作用)を使用した加圧器過かし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能 ・蒸発ポンベ(加圧器過かし弁作用): 2 本 (1 セット 2 本(A 系統 1 本, B 系統 1 本)) ・可搬式空圧圧縮機(加圧器過かし弁作用): 2 台 (1 セット 2 台(A 系統 1 台, B 系統 1 台)) ・可搬型バッチリ(加圧器過かし弁作用): 1 個 ・空弁式非常用発電装置 (表 85-15-1)において運転上の制限を定める ・可搬式変流器 (表 85-15-5)において運転上の制限を定める ・燃料油流油そう (表 85-15-7)において運転上の制限を定める ・タンクローリー (表 85-15-7)において運転上の制限を定める																				
				モード3	関連設備 ・蒸発ポンベ(加圧器過かし弁作用) ・可搬式空圧圧縮機(加圧器過かし弁作用) ・可搬型バッチリ(加圧器過かし弁作用) ・空弁式非常用発電装置 ・可搬式変流器 ・燃料油流油そう ・タンクローリー																		
第 85 条(表 85-6-1) 原子炉格納容器スプレイ	第 85 条(表 85-6-1) 原子炉格納容器スプレイ	モード3、4、5、6	原子炉格納容器スプレイ系による蒸発系タンクを除く 1 系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること) ・格納容器スプレイポンプ: 1 台 ・燃料取替用水タンク (表 85-14-3)において運転上の制限を定める																				
				・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水タンク																			
第 85 条(表 85-6-2) 代替原子炉格納容器スプレイ 原子炉格納容器スプレイ による代替原子炉格納容器スプレイ	第 85 条(表 85-6-2) 代替原子炉格納容器スプレイ による代替原子炉格納容器スプレイ	モード3、4、5、6	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系 が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ: 1 台 ・空弁式非常用発電装置 (表 85-15-1)において運転上の制限を定める ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ (表 85-14-2)において運転上の制限を定める ・燃料取替用水タンク (表 85-14-3)において運転上の制限を定める ・タングローリー (表 85-14-4)において運転上の制限を定める ・燃料油流油そう (表 85-15-7)において運転上の制限を定める ・タンクローリー (表 85-15-7)において運転上の制限を定める																				
				・恒設代替低圧注水ポンプ ・空弁式非常用発電装置 ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・燃料油流油そう ・タンクローリー																			
第 85 条(表 85-6-3) 代替原子炉格納容器スプレイ による代替原子炉格納容器スプレイ	第 85 条(表 85-6-3) 代替原子炉格納容器スプレイ による代替原子炉格納容器スプレイ	モード3、4、5、6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ 系が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ: 1 台 × 2																				
			・可搬式代替低圧注水ポンプ(用)																				

高浜発電所 4 号機 第 2 3 回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		燃料設備												燃料貯蔵		燃料搬出		燃料設備		燃料貯蔵		燃料搬出		燃料設備		
RCS 水位		RCS 水位												RCS 水位		RCS 水位		RCS 水位		RCS 水位		RCS 水位		RCS 水位		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2		
第85条(表85-10-2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める 可燃型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度監視系1系統(1系統とは可燃型格納容器内水素濃度計測装置1個、可燃型原子炉補給冷却水循環ポンプ1台、可燃型格納容器ガス送料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A型分液器1個)が動作可能 可燃型格納容器内水素濃度計測装置:1個 可燃型原子炉補給冷却水循環ポンプ:1台 可燃型格納容器ガス送料圧縮装置:1台 Aガスサンプリング圧縮装置:1個 Aガスサンプリング冷却器:1個 A型分液器:1個 大容量ポンプ (表85-7-2)において運転上の制限を定める 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵槽 (表85-15-7)において運転上の制限を定める タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃型格納容器内水素濃度計測装置 可燃型原子炉補給冷却水循環ポンプ 可燃型格納容器ガス送料圧縮装置 Aガスサンプリング冷却器 A型分液器 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵槽 タンクローリー 																							
第85条(表85-11-1) 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3、4、5、6	<ul style="list-style-type: none"> (1) Aニューラス空気浄化系が動作可能(ファンが手動起動(系統構成員)で可) (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能 Aニューラス空気浄化ファン:1台 Aニューラス空気浄化フィルタユニット:1基 窒素ポンベ(ニューラス空気排出弁等)動作:2本(1セット2本(Aニューラス空気浄化排気弁)動作1本、Aニューラス排気弁動作1本) 空冷式非常用発電装置 (表85-15-11)において運転上の制限を定める 燃料油貯蔵槽 (表85-15-7)において運転上の制限を定める タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める 	<ul style="list-style-type: none"> Aニューラス空気浄化ファン Aニューラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ(ニューラス空気排出弁等)動作 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵槽 タンクローリー 																							
第85条(表85-12-1) 海水から使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピットに燃料体を行蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ7台×2 (表85-4-4-5、表85-6-3、表85-12-2、表85-14-1とは別々に確保) ガソリン用ドラム缶 (表85-12-4)において運転上の制限を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ ガソリン用ドラム缶 																							

主要工程		RCS水位																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備															
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2		
RCS水位	第85条(表85-12-2) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系	使用済燃料ヒットに燃料体を行蔵している期間	(1) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について各系統(1系統とは屋外に配備する可換式代替低圧注水ポンプ1台、電源車(可換式代替低圧注水ポンプ用)1台、消防ポンプ4台、仮設組立式水槽1基)が動作可能 (2) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統(1系統とは屋内に配備するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む))が動作可能 ・可換式代替低圧注水ポンプ:1台×2 ・電源車(可換式代替低圧注水ポンプ用):1台×2 ・消防ポンプ:4台×2 (表85-12-1、表85-14-1とは別に確保) ・仮設組立式水槽:1基×2 ・スプレイヘッド:4個 ・ガソリン用ドラム缶(表85-12-4において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(表85-15-7において運転上の制限を定める)																
				・可換式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可換式代替低圧注水ポンプ用) ・消防ポンプ ・仮設組立式水槽 ・スプレイヘッド ・ガソリン用ドラム缶 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー															
第85条(表85-12-3) 使用済燃料ヒットの監視		使用済燃料ヒットに燃料体を行蔵している期間	(使用済燃料ヒットの監視) ・使用済燃料ヒット水位(広域)2個 (動作可能な当該設備が所定数を満たさない場合において、可換式使用済燃料ヒット水位の所定数が動作可能な場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・使用済燃料ヒット温度(AM用):2個 ・使用済燃料ヒットエリア監視カメラ(使用済燃料ヒットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個を含む)):2個 ・可換式使用済燃料ヒット水位2個 ・可換式使用済燃料ヒット区域周辺エリアモニタ:2個 ・空冷式非常用発電装置(表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(表85-15-7において運転上の制限を定める)																
第85条(表85-12-4) ガソリン用ドラム缶による燃料供給		モード3、4、5、6、使用済燃料ヒットに燃料体を行蔵している期間	・ガソリン用ドラム缶による燃料供給設備:1066台以上(3号炉および4号炉の合計所要数)																
第85条(表85-13-1) 大気への放熱抑制、航空機燃料火災への応対		モード3、4、5、6、使用済燃料ヒットに燃料体を行蔵している期間	大容量ポンプおよび放水車による放水系1系統(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水車3個(予備機1個含む)および泡発生器1台)が動作可能 ・放水車 ・泡発生器																

主要工程		作業状況																																																		
RCS 水位		▽燃料 RCS 給送	燃料送荷		燃料取込		燃料抽出		R/V 開放		1 次系ポンプ他点検		R/V 組立	RCS 漏洩検査	起動試験	起動前点検																																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	7-6	7-7																	
			キャビテイ淡水 RCS 沸水 ミッドロープ RCS 全ブロー																																																	
			・大容量ポンプ（放水専用）3台 （2台接続で3号炉と4号炉両方向同時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数） ・放水栓、3個（3号炉及び4号炉合計所要数） ・泡盛合器、1台（3号炉及び4号炉合計所要数） ・燃料油計測装置 （表85-15-7において運転上の制限を定める） ・タンクローリ－ （表85-15-7において運転上の制限を定める）	・燃料油計測装置 ・タンクローリ－																																																
第85条(表85-13-2) 海洋への漏洩抑制		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃焼体を貯蔵している期間	所置数可使用可能 ・シルトファンレス、2組（3号炉および4号炉の合計所要数） 取水設備: 高さ約8m/備約12m(備約12m/本を2本として2組4本) 放水口側: 高さ約13m/備約80m(備約20m/本を4本を接続した状態で1組として2組) 高さ約6.5m/備約70m(備約20m/本を3本、備約10m/本を1本を接続した状態で1組として2組) 高さ約10.5m/備約10m(備約10m/本を1本として2組) 高さ約10.5m/備約35m(備約3.5m/本を6本として2組) 高さ約20m/備約5m(備約5m/本を1本として2組)	シルトファンレス																																																
第85条(表85-14-1) 海水を用いた復水タンクへの補給		モード3、4、5、6	海水を用いた復水タンクへの補給系2系動作可能 ・消防ポンプ5台×2 （表85-4-5、表85-6-3、表85-12-1、表85-12-2とは別に確認） ・ガソリン用ドラム缶 （表85-12-4において運転上の制限を定める）	・消防ポンプ ・ガソリン用ドラム缶																																																
第85条(表85-14-2) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		モード3、4、5、6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能 ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ、1台 ・復水タンク （表85-14-4において運転上の制限を定める）	・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・復水タンク																																																
第85条(表85-14-3) 燃料取替用水タンク		モード3、4、5、6（キャビテイ低水位）	燃料取替用水タンク: (1) ほろろ蒸気量、2800ppm以上 (2) ほろろ貯水量(有効水量)、1600m³以上 定める水準および何れも注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を決定してないとはみなさない。なお、原子炉キャビテイ水張り期間は、原子炉キャビテイ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビテイ水抜き期間は、原子炉キャビテイ水抜き作業開始から燃料取	燃料取替用水タンク																																																